

平成25年8月28日

「我が国のユネスコ活動の活性化」に関する 教育小委員会における審議報告（骨子案）

1. ユネスコスクールについて

- (1) ユネスコスクールは現在615校を数えるに至り、ユネスコスクールのない県の解消を目指しつつ、今後は質の確保に重点を置くべき。
- (2) 国内外のユネスコスクール間の交流を促進するため、ユネスコスクールウェブサイトの交流機能や活動内容の発信（日本語・英語）の充実を図るべき。また、交流に当たっては、共通のテーマ（例えば、お米、気候変動、防災・減災教育）を明確に設けることで、交流内容の質が高まる。交流事業は、ユネスコスクール活動の継続につながる。

2. ESDに関することやユネスコスクール以外の学校でのESDの推進について

- (1) ESDの知名度を上げるために、一般の人にESDを分かりやすく伝えるようなツールを考案するべき。
- (2) ESDが学校教育の内容にどのように寄与するかを明確にする等、教育委員会にユネスコスクールやESDの活動の理解を得ることが必須である。こうした観点から学校間や教育委員会間の交流を通じた優良事例の共有を進めるべき。
- (3) 初等中等教育におけるグローバル人材育成のために、ユネスコスクールやESDの活動を核として取り組むべき。
- (4) 地域の持続的発展に向けて、地域の国連大学RCE、JICAの地方支部、企業、ロータリークラブ等、多様なステークホルダーが一体となって取組を進めるべき。
- (5) ユネスコスクール以外の学校におけるESDを推進することが重要であり、このためユネスコスクールのESD推進拠点としての役割を強化するべき。
- (6) 教育委員会や大学が中心となり、ユネスコスクールとともに、コンソーシアムを形成し、ユネスコスクール以外の学校へのESDの実践普及及び国内外のユネスコスクール内の交流を促進する仕組みを作るとともに、E

SDコーディネーターを通じたESDに関する連携強化を促進する方策及びESDコーディネーター相互の交流を活発にする方策を検討すべき。

- (7) 地域の実情に応じ、ユネスコスクールは公民館や地域の資料センター等の社会教育施設との連携を図るべき。その際、我が国の公民館活動は、特にアジア諸国の関心が高いことから、国際連携も視野に入れて活動するべき。
- (8) ESD活動に積極的に取り組む企業を顕彰する仕組みを検討するべき。

3. ESDの理論的裏付けについて

- (1) ESDの教育効果について、評価指標を明確にし、客観的なデータで示すことが必要。ESDがどのように今後求められる資質・能力の向上に貢献しているかを理論的に明らかにするような調査研究を進めるべき。
- (2) ESDは、我が国の教育に必須の概念であり、また「知識だけではなくスキルや態度」の育成を目標とする国際的な潮流においても重要な概念である。ESDの概念を理論的に強固なものとし、ESDが政策面でよりの確に位置付けられるよう検討するべき。
- (3) 既に実施されているESD関連の研究を活用し、また、これまでのESDの実践について学習評価の観点から問い直すことで、ESDの概念を整理するべき。

4. 「ESDに関するユネスコ世界会議」に向けて

- (1) 「ESDに関するユネスコ世界会議」においては、我が国の進めてきたESDについて効果的に発信するべき。また、会議の成果は、ポストEFAの議論にもつなげるべき。